

■実行関税率表 2022 新旧対照表 (2022/12/08)

(1)第 7217.20 号中の記載を一部変更する。(2022 年 12 月 8 日から適用)

頁	番号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
					基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
731	新	7217.20	010	4	亜鉛をめつきしたもの 1 炭素の含有量が全重量の 0.6%未満のもの －炭素の含有量が全重量の 0.25%未満のもの －横断面の最大寸法が 1.5 ミリメートル以下のもの	3.9%	無税 Free	無税 Free	KG	※改正箇所以外記載省略
					011					
731	旧	7217.20	010	4	亜鉛をめつきしたもの 1 炭素の含有量が全重量の 0.6%未満のもの －炭素の含有量が全重量の 0.25%未満のもの －横断面の最大寸法が 1.5 ミリメートル以下のもの (新規)	3.9%	無税 Free	無税 Free	KG	※記載省略
					019					

(2)第 7229.90 号中の記載を一部変更する。(2022年12月8日から適用)

頁	番号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
					基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
739	7229.90	910 <u>920</u>	5 <u>1</u>	その他のもの 1 及び 2 (省略) 3 その他のもの	4.6%	無税 Free	無税 Free	KG <u>KG</u>	※改正箇所以外記載省略 <u>Plated or coated with zinc, not alloyed specified in Subheading Note 1 (a) to Chapter 79, containing by weight 0.0008% or more but not exceeding 0.007% of boron, less than proportions of elements other than boron listed in Note 1 (f) to this Chapter, less than 0.25% of carbon, of circular or oval cross-section, of which the maximum cross-sectional dimension exceeds 1.5 mm</u>	
				ーガスシールド溶接用ソリッドワイヤ <u>ー第 79 類の号注 1 (a) の亜鉛 (合金を除く。) をめつきしたものであつて、ほう素の含有量が全重量の 0.0008%以上 0.007%以下、かつ、この類の注 1 (f) に掲げるほう素以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれこの類の注 1 (f) に掲げる割合未満のものうち、炭素の含有量が全重量の 0.25%未満のもの (横断面が円形又はだ円形で、横断面の最大寸法が 1.5 ミリメートルを超えるものに限る。)</u>						
	7229.90	990	1	ーその他のもの	4.6%	無税 Free	無税 Free	KG	※記載省略	
旧	910	5	ーガスシールド溶接用ソリッドワイヤ (新規)	KG						
		990	1	ーその他のもの				KG		

(3)第 72 類中の脚注の記載を追加する。(2022 年 12 月 8 日から適用)

頁	新	旧
731	<u>(注) 7217.20 のうち 溶融亜鉛めっき鉄線 不当廉売関税 (附表参照)</u>	(新規)
	<u>(Note) ex 7217.20 Hot-dipped galvanized steel wire : Anti-Dumping Duty (see the annex)</u>	(新規)
739	<u>(注) 7229.90 のうち 溶融亜鉛めっき鉄線 不当廉売関税 (附表参照)</u>	(新規)
	<u>(Note) ex 7229.90 Hot-dipped galvanized steel wire : Anti-Dumping Duty (see the annex)</u>	(新規)

(4)附表「現在発動中の特殊関税」の一部を変更する。(2022 年 12 月 8 日から適用)

頁	新	旧
8	<p>(4) ~ (6) (省略)</p> <p><u>(7) 大韓民国産及び中華人民共和国 (香港地域及びマカオ地域を除く。) 産溶融亜鉛めっき鉄線</u></p> <p><u>次のイ又はロに掲げる物品 (電気めっきによる工程を経て製造したものである旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。)</u></p> <p><u>イ 関税率表第 7217.20 号に掲げる物品のうち次のいずれにも該当するもの</u></p> <p><u>(1) 炭素の含有量が全重量の 0.25 パーセント未満のもの</u></p> <p><u>(2) 横断面の最大寸法が 1.5 ミリメートルを超えるもの</u></p> <p><u>(3) 関税率表第 79 類の号注 1 (a)の亜鉛 (合金を除く。)をめっきしたもの</u></p> <p><u>(4) 横断面が円形又はだ円形のもの</u></p> <p><u>ロ 関税率表第 7229.90 号に掲げる物品のうち次のいずれにも該当するもの</u></p> <p><u>(1) ほう素の含有量が全重量の 0.0008 パーセント以上 0.007 パーセント以下のもの</u></p> <p><u>(2) 関税率表第 72 類の注 1 (f)に掲げるほう素以外の元素の含有量が全重量に対してそ</u></p>	<p>(4) ~ (6) (省略)</p> <p>(新規)</p>

頁	新	旧
	<p><u>それぞれ同表第 72 類の注 1 (f)に掲げる割合未満のもの</u></p> <p><u>(3) 炭素の含有量が全重量の 0.25 パーセント未満のもの</u></p> <p><u>(4) 横断面の最大寸法が 1.5 ミリメートルを超えるもの</u></p> <p><u>(5) 関税率表第 79 類の号注 1 (a)の亜鉛（合金を除く。）をめっきしたもの</u></p> <p><u>(6) 横断面が円形又はだ円形のもの</u></p> <p><u>税率</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>大韓民国を原産地とするもの</u> <u>24.5%（韓国線材（HANKUK STEEL WIRE CO.,LTD.）により生産された特定貨物にあつては、9.8%）</u> • <u>中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするもの 41.7%（ベカルト（青島）鋼線産品有限公司（BEKAERT (QINGDAO) WIRE PRODUCTS CO.,LTD.）により生産された特定貨物にあつては、26.5%）</u> <p><u>課税期間</u> 令和 4 年 12 月 8 日～令和 9 年 12 月 7 日</p> <p><u>根拠法令</u> 溶融亜鉛めっき鉄線に対して課する不当廉売関税に関する政令</p>	
	<p><u>(注) 上記の関税は、通常の税率（実行関税率表に掲載された税率）による関税のほかに追加的に課されるものです。</u></p>	